



山形県公報

平成26年10月17日（金）
第2589号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

- 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………（雇用対策課） ……1131
- 山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則……………（農業技術環境課） ……1132

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課） …… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス
事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁福祉課） …… 同
- 第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課） …… 同
- 同……………（ 同 ） ……1137
- 山形県海面漁業調整規則に基づく処分をするための聴聞……………（庄内総合支庁水産振興課） ……1138
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課） …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課） …… 同

教育委員会関係

規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 同
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………1142

公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………（商業・まちづくり振興課） …… 同
- 博物館に相当する施設の指定……………（教育委員会） ……1143
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監 査 委 員） …… 同
- 審理の開催……………（収用委員会） ……1144

規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第60号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第10号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第61号

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県肥料取締法施行細則（昭和25年11月県規則第126号）の一部を次のように改正する。

別表普通肥料の種類欄「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第890号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成26年9月18日招集した山形県議会定例会は、同年10月8日閉会した。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第891号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人杏の家 米沢市大字芳泉町18006-7番地	特定非営利活動法人杏の家 米沢市大字芳泉町18006-7番地	就労継続支援（B型）	平成26. 9. 30

山形県告示第892号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名 称 両羽漁業協同組合
ロ 住 所 酒田市新堀字前岡97番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第1号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間 25,000円	を	1年間 25,700円	に改める。
1年間 15,000円		1年間 15,400円	

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名 称 県南漁業協同組合
ロ 住 所 米沢市舘山二丁目2番21号

- (2) 漁業権の免許番号
内共第2号

- (3) 変更の内容

第12条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

3 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名 称 西置賜漁業協同組合
- ロ 住 所 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1

- (2) 漁業権の免許番号
内共第3号

- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

4 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名 称 最上川第一漁業協同組合
- ロ 住 所 西村山郡朝日町大字宮宿1184番地8

- (2) 漁業権の免許番号
内共第4号及び内共第5号

- (3) 変更の内容

第10条第1項のイ表中

25,000円
15,000円

を

25,700円
15,400円

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

5 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名 称 最上川第二漁業協同組合
- ロ 住 所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1

- (2) 漁業権の免許番号
内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

- (3) 変更の内容

第11条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

6 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名 称 丹生川漁業協同組合
- ロ 住 所 尾花沢市北町一丁目10番5号

- (2) 漁業権の免許番号
内共第10号

- (3) 変更の内容

第3条第2項の表中「15メートル」を「18メートル」に改める。

第10条第1項のイ表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 7 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名 称 小国川漁業協同組合
ロ 住 所 最上郡舟形町舟形122番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第11号及び内共第12号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 8 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名 称 最北中部漁業協同組合
ロ 住 所 新庄市大手町2番66号
- (2) 漁業権の免許番号
内共第13号及び内共第14号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

第10条第1項の表中

1,300円	7,000円
1,600円	8,000円

を

1,350円	7,200円
1,650円	8,300円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 9 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名 称 最上漁業協同組合
ロ 住 所 最上郡真室川町大字新町字天神460番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第15号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 10 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名 称 最上川第八漁業協同組合
ロ 住 所 東田川郡庄内町肝煎字蟹沢52番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第16号
- (3) 変更の内容

第11条第1項のイ表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

11 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 赤川漁業協同組合

ロ 住 所 鶴岡市本町三丁目3番20号

(2) 漁業権の免許番号

内共第17号、内共第18号及び内共第19号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

第11条第1項の表中

1,000円	4,000円
1,500円	5,500円
2,000円	7,000円
2,000円	9,000円
3,000円	10,000円
6,000円	20,000円
2,000円	8,000円
2,500円	8,500円
3,000円	10,000円
1,500円	6,500円

を

1,050円	4,150円
1,550円	5,700円
2,100円	7,250円
2,100円	9,300円
3,100円	10,300円
6,200円	20,600円
2,100円	8,250円
2,600円	8,800円
3,100円	10,300円
1,550円	6,700円

に改め、同条第3項の表中

「2,000円」を「2,100円」に改め、同条第4項の表中

15,000円
6,000円
8,500円
8,000円
6,000円

を

15,450円
6,200円
8,800円
8,250円
6,200円

に改め、同条第5項

中「4,000円」を「4,150円」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

12 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 月光川養漁業協同組合

ロ 住 所 飽海郡遊佐町遊佐字沖2番地の27

(2) 漁業権の免許番号

内共第20号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

13 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 日向荒瀬漁業協同組合

ロ 住 所 酒田市市条字八森308番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第21号

(3) 変更の内容

第6条第1項の第1表中

1日	1,800円
1年	9,000円
1日	1,500円
1年	7,000円
1日	2,000円
1年	9,000円
1日	700円
1年	2,800円

を

1日	2,300円
1年	10,000円
1日	1,500円
1年	7,000円
1日	2,300円
1年	10,000円
1日	1,000円
1年	3,000円

に改め、同項の第2表中

「1年 4,800円」を「1年 5,000円」に改める。

第8条第1項のイ表中

1年	25,000円
1年	15,000円

を

1年	25,700円
1年	15,400円

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 14 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名称 山戸漁業協同組合
ロ 住所 鶴岡市山五十川甲406

- (2) 漁業権の免許番号
内共第22号

- (3) 変更の内容

第7条第1項の表中 「1年 8,000円」を「1年 8,000円
1日 3,000円」に改める。

第9条第1項の第2表中 「25,000円
15,000円」を「25,700円
15,400円」に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 15 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名称 温海町内水面漁業協同組合
ロ 住所 鶴岡市小名部字千田98番地1号

- (2) 漁業権の免許番号
内共第23号、内共第24号及び内共第25号

- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中 「1年間 25,000円
1年間 15,000円」を「1年間 25,700円
1年間 15,400円」に改める。

第10条第1項の表中 「1,700円
8,400円
1,000円
4,800円
800円
4,000円
4,000円」を「1,830円
9,070円
1,080円
5,180円
860円
4,320円
4,320円」に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

- 16 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 小国町漁業協同組合
ロ 住 所 西置賜郡小国町大字岩井沢836番地

(2) 漁業権の免許番号
内共第26号

(3) 変更の内容

第10条第1項のイ表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

17 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 作谷沢漁業協同組合
ロ 住 所 東村山郡山辺町大字畑谷1992番の3

(2) 漁業権の免許番号
内共第27号及び内共第28号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

1年間	25,000円
1年間	15,000円

を

1年間	25,700円
1年間	15,400円

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年4月1日

山形県告示第893号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 小国川漁業協同組合
(2) 住所 最上郡舟形町舟形122番地

2 漁業権の免許番号

内共第11号及び内共第12号

3 変更の内容

第7条第1項の表中

全魚種	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤の魚道
-----	------	------------------------

を

全魚種	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤の魚道			
	小国川	最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで			ダム工事に必要な期間として、組合が定めて公示する期間
		最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで			
		最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から上流2000メートルの地点まで	試験湛水等に必要な期間として、組合が定めて公示する期間		

に改め、同条中第3項を

第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の公示は、組合事務所の掲示板に掲示してするものとする。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
組合が公示した日から起算して20日を経過した日

山形県告示第894号

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第45条第3項の規定により、同条第1項前段の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成26年10月31日（金） 午後2時30分から
- 2 場 所 酒田市山居町二丁目14番23号
庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室（3階）

山形県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
西郷土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日
平成26年10月7日

山形県告示第896号

次の開発行為は、完了した。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年9月30日 指令村総建第206号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称
第1工区
西村山郡朝日町大字和合字北又2694番4、2724番の一部、2725番1の一部、2785番の一部、2786番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西村山郡朝日町大字宮宿1115
朝日町長 鈴木浩幸

教育委員会関係**規 則**

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月17日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第17号**山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則**

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

同	寒河江高等学校	普 通 農 業	果樹園芸	200 募集停止			
同	寒河江工業高等学校	工 業	機械 電子機械 情報技術 土木	40 40 40 募集停止			

を

同	寒河江高等学校	普 通		200			
同	寒河江工業高等学校	工 業	機械 電子機械 情報技術	40 40 40			

に、

同	左沢高等学校	普 通 総 合		募集停止 120			
---	--------	------------	--	-------------	--	--	--

を

同	左沢高等学校	総 合		120			
---	--------	-----	--	-----	--	--	--

に、

同	新庄神室産業高等学校	農 業 工 業	生物生産 生物環境 機械シス テム 電気シス テム 機械電気 環境デザ イン	40 40 募集停止 募集停止 40 40			
同	真室川高等学校	普 通		40			

を

同	新庄神室産業高等学校	農 業 工 業	生物生産 生物環境 機械シス テム 電気シス テム 機械電気 環境デザ イン	40 40 募集停止 募集停止 40 40			
	真室川校	普 通		40			

に、

同	置賜農業高等学校	農 業	生物生産 園芸活用 環境緑地 園芸福祉 食料環境 農業	40 募集停止 募集停止 40 40 募集停止			
---	----------	-----	--	--	--	--	--

を

同	置賜農業高等学校	農 業	生物生産 園芸福祉 食料環境	40 40 40			
---	----------	-----	----------------------	----------------	--	--	--

に、

同	長井工業高等学校	工 業	機械システム	40			
			電子システム	40			
			環境システム	募集停止			
			福祉情報	募集停止			
			福祉生産システム	40			
同	荒砥高等学校	普 通 総 合		募集停止 80			

を

同	長井工業高等学校	工 業	機械システム	40			
			電子システム	40			
			福祉生産システム	40			
			同	荒砥高等学校			

に、

同	鶴岡工業高等学校	工 業	機械システム	40	工 業	工業技術	夜40					
			生産システム	40								
			電気電子システム	40								
			情報通信システム	40								
			建築システム	40								
			環境システム	40								
			同	鶴岡工業高等学校				工 業				

を

同	鶴岡工業高等学校	工 業	機械システム	募集停止	工 業	工業技術	夜40
			生産システム	募集停止			
			電気電子システム	募集停止			
			情報通信システム	募集停止			
			建築システム	募集停止			
			環境システム	募集停止			
			機械	40			
			電気電子	40			
			情報通信	40			
			建築	40			
環境化学	40						

に、

同	酒田光陵高等学校	普 通 工 業	電子機械	120				
			機械	40				
			エネルギー技術	40				
			環境技術	40				
			商業 情報	国際経営				120
				40				
同	遊佐高等学校	普 通		40				

を

同	酒田光陵高等学校	普 通 工 業	機械	120									
			電子機械	40									
			エネルギー技術	40									
			環境技術	40									
			商業 情報	国際経営				募集停止					
				ビジネス流通				40					
				ビジネス会計				40					
				40									
			同	遊佐高等学校				普 通 総 合	募集停止	40			

に、

別表第3中	同	小 国 高 等 学 校	小国町立 白 沼 中 学 校
			同 叶 水 中 学 校
			同 小 国 中 学 校
			同 玉 川 中 学 校
			同 小玉川 中 学 校
			同 北 部 中 学 校

を

「

同 小 国 高 等 学 校	小国町立 叶 水 中 学 校
	同 小 国 中 学 校

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月17日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第18号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年 4 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

山形県立楯岡特別支援学校	小学部		6 年
	中学部		3 年
	高等部	普 通 科	3 年
	寒河江校	小学部	

を

山形県立楯岡特別支援学校	小学部		6 年	
	中学部		3 年	
	高等部	普 通 科	3 年	
	寒河江校	小学部		6 年
	大江校	中学部		3 年
		高等部	普 通 科	3 年

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成26年11月17日まで縦覧に供する。

平成26年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
天童芳賀区画整理30街区計画
天童市芳賀土地区画整理事業地30街区外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日
平成26年 5 月 9 日
- 3 意見の概要
出店予定地の周辺地域は事業所及び住宅の建設が予定されている区域であるため、交通渋滞の緩和、騒音防止、防犯等に関して、届出内容のとおり適正に対処するとともに、開店後、予測と異なる状況が発生した場合等には、速やかに対処すること。
特に、新規開店時をはじめとする混雑時は、渋滞緩和のために適切な対策を講じること。

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

平成26年10月17日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

施設の名称	所在地	設置者	指定年月日
山形市野草園	山形市大字神尾832番地の3	山形市	平成26年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から平成26年8月22日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成26年10月17日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
山形県監査委員 児 玉 太
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
農業総合研究センター畜産試験場	収入の調定が適切でないものがある。	収入調定の事務に当たっては、複数職員により処理状況の情報を共有し定期的に確認した上、相手方に契約締結を催促するよう改善しました。
村山総合支庁保健福祉環境部	執行管理体制が適切でないものがある。	現金管理に当たっては、保管場所を変更するとともに、複数職員による確認及び所属長による毎日の確認をし、日々適正な管理と検証をするよう改善しました。
村山総合支庁建設部	業者の選定・決定が著しく不適切なものがある。	一般競争入札参加資格の審査に当たっては、審査要件についての情報を共有し、見落としのないよう事務を整理することで適正に審査するよう改善しました。
	不納欠損処分が適切でないものがある。	不納欠損処分に当たっては、未納案件について滞納整理票により複数職員で把握し適正な債権管理に努めるとともに、時効の完成後には直ちに不納欠損処理を行うよう改善しました。
	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	工事代金の支払事務の執行に当たっては、経理事務担当課及び事業担当課並びに予算主管課である県土整備部管理課との所属間の連携を密にし、適正な事務執行に努めるよう改善しました。
最上総合支庁産業経済部	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助金の交付事務に当たっては、進行管理表により複数職員による進捗管理を行うとともに、市町村に対し必要書類について事前審査段階から指示・助言することで適時に書類を整えられるよう改善しました。
置賜総合支庁建設部	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助金の交付事務に当たっては、チェックシートにより複数職員による管理体制を強化し、実績報告書の速やかな送付を促すとともに、報告のあった案件から交付額の確定を行うよう改善しました。

庄内総合支庁保健福祉環境部	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助金の交付事務に当たっては、チェックシートにより複数職員による管理体制を強化するとともに、所属長自ら進捗状況を管理し、事務の遅延がないよう改善しました。
庄内総合支庁建設部	契約の締結が適切でないものがある。	契約の締結に当たっては、マニュアル及びチェックシートに基づいて複数職員により確認するとともに、総務課出納室による事前審査を受けるよう改善しました。
最上電気水道事務所	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、業務の進行管理を行うとともに、複数職員で支払状況及び支払予定のチェックを定期的に行い、支払が遅延しないよう業務体制を改善しました。
中央病院	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。（手当）	支出事務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善しました。
	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。（旅費）	支出事務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善しました。
河北病院	支出事務が適切でないものがある。	従来、1か月毎にまとめて行っていた精算払の事務処理を半月毎に行うこととし、旅行日の最終日から2か月を超えて遅延しないように改善を図りました。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成26年10月17日

山 形 県 収 用 委 員 会
会 長 浜 田 敏

- 1 審理の日時
平成26年11月18日（火）午後3時00分
- 2 審理の場所
山形市松栄一丁目3番8号
山形県産業創造支援センター 多目的ホール
- 3 審理事項
一般国道47号改築工事（新庄古口道路・山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭内野地内から同村大字古口字皿島地内まで）に係る収用裁決事件